

## 単品スライドの適用対象資材の拡大

従前の指定 2 品目の他、発注者・受注者間の協議に基づき、対象資材を拡大

「鋼材類」や「燃料油」2 品目の他にも、甲乙間の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす場合（請負代金額の 1%以上）には、発注者・受注者間の個別協議に基づき、単品スライド条項の適用対象資材とすることができることとしました。

（参考） 従前からの考え方との比較

事 項	H 2 0 . 6 . 1 3 通知	今回通知
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも、工事の総価に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	県において指定	甲乙間の個別協議に基づく
変動額算定ルール	工事請負額に対して 1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、工事請負額の 1%を超える額を発注者が負担	(同左)